

令和元年度 第2回我孫子市子ども虐待防止対策地域協議会代表者会議 議事録

1 会議の名称	令和元年度第2回我孫子市子ども虐待等防止対策地域協議会 代表者会議
2 開催日時	令和2年2月20日(木)午後2時00分～午後4時00分
3 開催場所	我孫子市議会棟第1委員会室
4 出席者	<p>委員:11名 関根委員(千葉地方法務局柏支局)、池田委員(松戸健康福祉センター)、海老原委員(我孫子市私立保育園連絡協議会)、岡島委員(我孫子市私立幼稚園協会)、辻委員(弁護士)、野田委員(我孫子市主任児童委員)、土山委員(我孫子市小中学校校長会)、佐藤委員(我孫子市小中学校校長会)、遠藤委員(教育研究所)、鈴木氏(柏児童相談所 所長代理)、西村氏(我孫子警察署 生活安全課長代理)、森委員(議長 子ども部長)</p> <p>講師:1名 我孫子警察署 生活安全課 巡査部長 西村典代氏</p> <p>事務局:5名 子ども相談課長 阿部政人、主査長 山口綾子、主任 山口道明、主任 宮路進也 主任 山梨 陽子</p>
5 欠席者	<p>7名 鈴木委員(我孫子医師会)、水田委員(我孫子市歯科医師会)、椎名委員(我孫子市民生委員児童委員協議会)、小池委員(精神科医)、湯下委員(我孫子市社会福祉協議会)、三澤委員(社会福祉課)、菅藤委員(人権擁護委員)</p>
6 議題	<p>(1) 令和元年度子ども相談課中間実績報告について (2) 児童虐待死亡事例検証報告書(第5次答申)及び野田市児童虐待死亡事例検証報告書について (3) 講演 児童福祉法等の改正(体罰禁止)による警察対応への影響について 講師 我孫子警察署 生活安全課 巡査部長 西村典代氏 (4) 意見交換</p>
7 公開・非公開の別	公開
8 傍聴人の数	1名
9 会議の内容	<p>1 開会 2 市長挨拶 3 議事</p> <p>(1) 令和元年度子ども相談課中間実績報告(子ども相談受付対応状況、子ども短期入所利用状況、子ども虐待の相談受付と対応件数の状況、虐待相談経路)</p> <p>(委員から質問) ・池田委員から 集計の方法について教えてもらいたい。虐待について複数に及んだ場合はどのようなになっているのか。主な虐待者についても同様に伺いたい。 事務局からの回答: 主たるものでカウントしているので複数でのカウントはしていない。</p> <p>(2) 児童虐待死亡事例検証報告書(第5次答申)及び野田市児童虐待死亡事例検証報告書について 事務局より、昨年11月に千葉県社会福祉審議会できりまとめた児童虐待死亡事例検証報告書、今年1月に検証委員できりまとめた野田市児童虐待死亡事例検証報告書(公開版)に記載されている市への提言の部分について説明。</p>

(委員から意見)

・土山委員

資料2の P49にある新たなルールである7日間以上の欠席を学校として重く受け止めていかないといけない。インフルエンザだと7日くらいの休みになってしまうが、関係機関として学校が共通理解していかななくてはならないと思う。

・野田委員

見守りをしている家庭の中で SOS を出して一時保護を経験している家庭がある。初回については臨機応変にスピーディに対応してもらっている。児童相談所では家庭復帰する際は十分検討して帰ってきていると思われるが、2回目の SOS は大変通りにくい。児相で担当者がいないということで、何も対応してもらえないということが2件あった。折り返しの連絡もなかなかなかった。保護してもらいたいという思いが伝わらない。

・佐藤委員

今日の報告を非常に重く受け取っている。事例がいくつか学校にもある。アセスメントという言葉があったがどの時点でヘルプをするか見極めていくことが重要。早く反応しすぎても、家庭を壊してはいけないという原則があると思うので、刺激をあまりしないように子に危害が及ばないように注意している。子も親に言い返している部分もあるので、多角的に見てやっていくことが大事だと思った。我孫子市の子ども相談課は小中学校で兄弟がいる事例をすぐにケース会議をやったり動いてくれている。やらないと言われたことはないのでも助かっている。過去のことを知っている関係者の内容を掘り出してやっていこうという点もすぐ助かっている。学校の中でも話し合いをしっかり持ってどの時点で依頼していくかしっかり考えていかなくてはならないと思った。

・岡島委員

どこまでこちらが把握できるかということが問題、子ども相談課からはまめに電話をくれる。児童相談所にお世話になった子がいるが、保護に来た方が、何の証明もない、名札、名刺を持っておらず、子どもを渡しているものかということがあった。その件で子ども相談課には大丈夫なのかなと電話した。児童相談所が一時保護する場合について責任をもって連れに来たという点があったほうがよい。その後その子については、問題ないと考えていたが、周りの保護者からあまり状況が変わっていないという意見ももらっている。気を付けて見ていかなくてはならないと考えている。初めてのことで、このような形で保護されるということを知らなかったが、保護されるとどのような流れになるか文書でわかっていると良いと思った。

・関根委員

法務局の方でも虐待等の相談もある。法務局は直接子の話を聞くことは電話がないとできない。学校に状況を聞く方法が第一義的になる。

学校が子どもに自然に接する、話を聞いていただくこともできる。学校であれば家庭訪問で家庭の状況を見ていくこともできる。危機意識を持っているので、学校も同様に持ってほしい、学校だけで対応できない事例は教育委員会と連携していきたい。法務局としても担当として状況をつかんでいきたいと思っている。

・野田委員

各機関の連携について思うことがある。

実際に地域から警察に SOS があり、市に連絡をするといわれたケースでおさまったが、子ども相談課に後日聞いたところ聞いていないということがあった。

児相で親子が話し合ったケースの内容について、子ども相談課に伝えるといったが、伝わっていなかったこともあった。各機関の連携をこれからも強化していきたいと考える。

(3)講演 児童福祉法等の改正(体罰禁止)による警察対応への影響について
講師 我孫子警察署 生活安全課 巡査部長 西村典代氏

事務局から児童虐待防止法と児童福祉法の法改正(R2.4.1施行)についての説明の上で講演。

少年事件担当、児童虐待も兼務している。子ども相談課とも日々やりとりしており、有事協力体制は整っている。法改正について体罰禁止についての部分が最もクローズアップされている。これによる警察対応への影響だが、野田市で起きた小4の女子児童の保護者からの虐待を受けての死亡事件が大きく関わっており、児童虐待の防止策を強化することを目的として改正が行われることとなっている。野田市と同じく柏児相へ通告を行う市を担当しているものとして、二度と繰り返さない、対応する私たちが気持ちを入れて対応していかななくてはいけない。野田で事件が起きる前から日々対応してきている。今回の法改正があるということでの警察の基本的なスタンス、対応について変化はない。

児童虐待の形態は身体的、心理的、性的、ネグレクトに分類。身体的虐待については、身体的な外傷、痣、骨折、火傷を生じる、または生じるおそれのある暴行を加えることなど、特徴として外見から見えにくいところに外傷がある場合があるので、衣類を脱がして確認を行う等している。性的虐待は直接的な性行為だけでなく、性的な満足を得るためにしたりさせたりする行為も含まれる。ネグレクトは心身の正常な成長を妨げるような著しい減食、長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待の放置、その他保護者としての監護を著しく怠ること、例えば大きな病気でも病院に連れて行かない、下着などを長期間変えず不潔のままにする、子を置き去りにすること等が含まれる。

心理虐待は子の心に長く残るような言動、子の存在を否定するような言動、兄弟姉妹間での不当な差別、DV等家族に対する暴言や暴力を子の面前で行ってそれを目撃させることが含まれる。警察ではDV対応時の両親の口論等の目撃による心理的虐待対応事案が最も多い。昨年は全ての通告件数は大体100件ほど書面で柏児相に通告している。対応時には両親に面前での口論は心理虐待にあたる旨説明し理解を求めているが、実際にはDVを繰り返しその都度通告を繰り返す家庭もある。

DVで夫や交際相手を逮捕する場合もある。その際の流れとしては、大半は妻からの110番通報、現場に警察官が急行、被害者、被疑者(夫の場合も妻の場合もある)、子をそれぞれ離して状況を聴取、被害届の提出の意志確認を行う、提出すれば被疑者を逮捕、拘留がつけば10日間猶予が被害者側にできるため、その間で住居を別にする手続き、閲覧制限を行う、転校続き等を行ったり、夫のもとから去って以後の連絡は弁護士を通じて行うなど連絡手段の変更等を行うことが一連の流れ。しかしなかなかそのような形でうまくいかないことがほとんど。資金がなく、市の協力を得てシェルターに入る方もいる。被疑者が探し回ることも多々あるが、捜索願いは対応しないことになっている。拘留中に被害届の取り下げを行う方もかなりいる。また一緒に暮らす方も多く、往々にして同じ家庭でDVが繰り返される傾向が多い。我孫子市で虐待が発生した場合、適宜親元から離す目的での身柄つき通告を行っている。虐待から引き離すことで子どもたちの身の安全が確保できることもあるが、どんなに夜間であっても児童相談所に連絡し受け入れてもらえる体制がある。昼夜問わず我孫子署だけでも約100件の通告を行っている状況にあるため、他の東葛地域も同じかそれ以上の件数を柏児相に通告することになる、柏児相では1件1件対応し、数か月様子を見ていくことを考えると大きな労力と思われる。

法改正のポイントは3つあると言われており、一つが児童相談所の体制強化が含まれている。

法改正における体制もだが、柏児相は老朽化も進んでいるのため施設面での強化も望まれるところ。今回の法改正の一番のポイントは子どもの権利を守ることにある。親はしつけのためとこれまで体罰、身体的虐待を正当化するケースが実際に見ら

れていた。親などの親権者から体罰を加えることを禁止することを明文化した。体罰の禁止は親権者に限られていることから、交際相手からの暴力の場合についてどうするのかという問題が残されている。交際相手からの暴力も多い。抑止するためには保護者と同等の措置を講じる必要があると思われる。禁止であることを明文化されたことで体罰＝暴力ということになるが、体罰を行っていること自体をこれまで以上に周囲に隠すようにする可能性がある。見えない体罰により被害児童が埋もれてしまわないように、ポイントの3つ目として関係機関との連携強化がある。このポイントが今後の対応の一番のキーになると考えている。情報収集、共有、素早い対応が求められる。情報は色々なところから入ってくる。110番、泣き声通報等。先日実際にあったこととしては、千葉の中央児相に近隣から泣き声通報があった。中央児相から気転をきかせて110番通報。我孫子署で現地に行き確認したところ、母乳から離乳食に移行中の子がぐずって泣いていたことが判明した。体もしっかり見せてもらい、児童虐待ではなかった案件。通報直後に現場に向かい聞き込みをして泣き声の発生源をつきとめた結果。虐待ではない場合は児相に通告は行わないが、書面は虐待と同じものを作り、県警本部に必ず報告している。

DV、ストーカー、行方不明事案等を人身安全関連事案といい、これに児童虐待事案も含まれる。おそれのあるすべてのものに関して速報して署本部が情報を共有。児童相談所にも昨年より警察官配備、市の子ども相談課とも緊密に連携している。さらにこの機会を利用できるのであれば警察、児童相談所、市が連携して対応できるための意見交換ができ、危機意識をうめていけるような場が持てればと考えている。身柄つきで一時保護された児童を家族のもとに返す前に、一度連絡をもらえるような体制があれば、その後の親の様子など警察として情報を出せる場合もある。すぐにはできないこともあると思うが、共有し、できることもあると思うので、実務者会議よりもっとラフな話し合いができる場を設けてもらいたい。児童虐待の痛ましい事件を多々耳にするが、二度と繰り返してはいけないし、すべてを抑止しないといけない。情報共有、有事の協力が一番の強みになると思うのでよりいっそうの協力的体制の強化をお願いしたい。

(委員からの意見)

・辻委員

野田市の件についてこれをふまえて様々な意見を聞いているところだが、二度と繰り返してはいけない。県の資料の方でも出ており、柏児相の方でもハード面でも施設面でも対応しきれていない部分があると思う。人員確保の面でも変わったが、人がまだまだ少ないのだと思う。現場は一生懸命やっても、足りない、市がどんどん要望をあげていくことは必要と思うし、市議会から県に行って貰うことがあったらよいのでは。

先ほどの西村氏からの話の中で体罰について主体が限定されていて交際相手だったらどうなのかとの話があったがそれについては単純に暴行、傷害になることであり、体罰に変わらない。直接的な刑法が禁じるもの、それをしつけないことと正当化できることではないため、毅然に対応していくものと思う。いろいろな連携の強化が言われており、弁護士がどのような形でかかわるか、スクールロイヤーがいろいろなところで導入されてきている。学校の代理人ではなく、こどもを第一に考える専門家。子どもたちにもしっかり理解してもらいながら、設置している自治体の方にも理解してもらい、自治体に対しても厳しいこともいうべきと思う、こどものためにできるだけ活動をしていきたいと思う。

4 その他

事務局から

令和2年度第1回代表者会議の日程について

令和2年7月30日(木)午後2時から

場所 市役所本庁舎分館 大会議室

5 閉会

